



2024年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社 RYODEN
代表者名 取締役社長 富澤 克行
(コード番号 8084 東証プライム)
問合せ先 総務部長 岡村 幸三郎
(TEL 03-5396-6111)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2024年6月25日に開催予定の第84回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役（※）を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

※当社は、2024年2月28日開催の取締役会において、本株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決議しております。詳細につきましては、2024年2月28日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。当社の取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第70期定時株主総会において、業績連動報酬（賞与）も含めた報酬限度額を年額400百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）とご承認いただいております。また、金銭報酬とは別枠で、2013年6月27日開催の第73期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、年額100百万円の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることをご承認いただき、2018年6月28日開催の第78期定時株主総会において、新株予約権の行使条件の一部の変更をご承認いただいて、現在に至るまで当該株式報酬型ストック・オプションを運用してまいりました。本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度について

ては、本制度に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件として廃止され、今後は当該株式報酬型ストック・オプション制度に基づく新株予約権の付与は行わないものいたします。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、現行の取締役報酬とは別枠で年額 100 百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 38,000 株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 当社の執行役員への付与

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以 上